

# 特別教育とは

- 1 労働安全衛生法第59条第3項に基づき、「厚生労働省令で定める危険又は有害な業務」に労働者をつかせるときに行わなければならない教育です。
- 2 特別教育は、厚生労働省告示で規定する科目及び時間数の内容で、**社内で行うことが原則**です。
  - ✓ 特別教育の受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存する必要
  - ✓ 特別教育の講師の資格要件はないが、学科及び実技の科目について十分な知識、経験を有する者でなければならぬ
- 3 **社内で特別教育を行う代わりに、外部研修機関等が行う特別教育を受講させることでも差し支えありません。**

55

## テールゲートリフター作業と特別教育

- ◆ 労働災害発生状況等を踏まえて、テールゲートリフターの操作の業務が「厚生労働省令で定める危険又は有害な業務」に追加されました。
- ◆ このため、**令和6年2月1日以降**は、特別教育を**受けた者でなければ**テールゲートリフターによる荷役作業を行えなくなります。
- ◆ 令和6年2月1日**以前から**テールゲートリフターによる荷役作業を行っていた人も、特別教育の受講対象です。
- ◆ **現在**テールゲートリフターによる作業を行っている人も**含め**、令和6年2月1日までに忘れずに特別教育を受講してください。

56

## 特別教育の受講対象者

- ◆ 特別教育の受講が必要となる業務は、テールゲートリフターの稼働スイッチを操作することだけではありません。
- ◆ テールゲートリフターに備え付けられた荷のキャスター・ストッパー等の操作、昇降板の展開や格納の操作など、**テールゲートリフターを使用する業務**も含まれます。
- ◆ テールゲートリフターによる荷役作業を安全に行うため、荷を積み込んだロールボックス・パレット等をテールゲートリフターの**昇降板に乗せ、または卸す作業を行う人**にも、できるだけ特別教育を受けさせましょう。

57

## 特別教育の対象に含まれない業務

- ◆ 荷を積み卸す作業を伴わない定期点検等の業務
- ◆ 貨物自動車以外の自動車等に設置されているテールゲートリフターの操作の業務
- ◆ 介護用の車両に設置されている車いすを対象とする装置等の操作の業務

58

# 特別教育のカリキュラム

## 学科教育

次の科目及び範囲について、それぞれ定められた時間以上実施する必要があります。

科 目	範 囲	時 間
テールゲートリフターに関する知識	テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5 時間
テールゲートリフターによる作業に関する知識	荷の種類及び取扱い方法 台車の種類、構造及び取扱い方法 保護具の着用 災害防止	2 時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	0.5 時間

## 実技教育

テールゲートリフターの操作の方法について、2時間以上実施する必要があります。

59

## 特別教育の科目省略

- ◆ 特別教育の科目の全部または一部について十分な知識と技能を有していると認められる労働者は、当該科目の特別教育を省略することができます。

	テールゲートリフターに関する知識 (1.5時間以上)	テールゲートリフターの作業に関する知識 (2時間以上)	関係法令 (0.5時間以上)	実技教育 (2時間以上)
荷役ガイドラインに基づく荷役作業従事者教育（陸運事業者向け）（教育内容にテールゲートリフターを含むもの）受講者	省略可	省略可	0.5時間以上	2時間以上
陸災防が実施する「ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」受講者	1.5時間以上	省略可	0.5時間以上	2時間以上
令和6年2月1日時点において荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務に6月以上従事した経験を有する者	45分以上	2時間以上	0.5時間以上	1時間以上

# 特別教育の科目省略

- ◆ テールゲートリフターのメーカーや取付業者等による操作説明が、特別教育の対象労働者に対して、テールゲートリフターの操作を実際に行わせながら適切に実施される場合は、当該説明に要した時間を実技教育の教育時間に含まれるものとして差し支えありません。

今般の改正により、教育カリキュラムや教材が整備されました。

- これを機に、知識を再確認する観点から、科目省略が認められる方も**全範囲の教育**を受けられることをお勧めします。

61

## 特別教育の実施時期

- ◆ 特別教育は、令和6年2月1日から義務化されますが、令和6年2月1日より前に、特別教育のカリキュラムに則した教育を行っておけば、令和6年2月1日以降は「特別教育を受講した者」として取り扱われます。
- ◆ 外部研修機関での受講をお考えの場合、施行間際になると特別教育の受講希望が殺到して期限までに教育が受けられず、**テールゲートリフターによる荷役作業が行えなくなるおそれ**があります。テールゲートリフターによる荷役作業を行う従業員には、**できるだけ早く特別教育を受けさせましょう。**

62